

マキオドライビングスクール入寮規約

(目的)

第1条 この規約は、マキオドライビングスクール（以下「当校」という。）において、自動車運転免許を取得するため合宿教習を希望する教習生に、秩序ある社会生活と責任のある行動を身に付け、もって安全運転者養成教育に寄与することを目的とします。

(義務)

第2条 入校の要件を満たし、入寮をする人（以下「寮生」という。）は、マキオドライビングスクール入寮規約（以下「本規約」という。）を遵守するとともに、社会通念に従い寮の保全と秩序の維持に努める義務を負うものとします。

(禁止行為)

第3条 寮生は、次の各号に掲げる行為を行ってはなりません。

- (1) 寮内に人に危害を及ぼすおそれのある危険物等を持ち込むこと
- (2) 建物、付属施設、備品を毀損すること
- (3) 窃盗、恐喝等の違法行為及び地域周辺、隣室、同室人に迷惑を及ぼす行為
- (4) 部外者及び異性を寮内に立ち入らせること
- (5) 指定部屋や共有スペース以外（他の居室等）への立ち入り
- (6) 賭博行為をすること
- (7) 指定された喫煙場所以外での喫煙
- (8) 寮内において、髪染めをすること
- (9) 寮内において、許可なく政治活動、宗教活動をすること

(遵守事項)

第4条 寮生は、次の各号に掲げる遵守事項を誠実に遵守しなければなりません。

- (1) 建物、付属設備及び備品を大切に扱うこと
- (2) 居室及び共用施設の整理整頓と清潔を心がけること
- (3) 節電、節水に努めること
- (4) 門限(午後11時)までに入室すること
- (5) 戸締りは確実に施錠するなどして防犯に努めること
- (6) 貴重品は身に付けるなど自己管理を徹底し、盗難、紛失に注意すること
- (7) 朝寝坊をしたりして送迎車に乗り遅れないこと
- (8) 当校の職員の指導、指示に従うこと

(防火安全)

第5条 寮生は、次の各号に掲げる防火安全事項を遵守しなければなりません。

- (1) 火気、電気灯の取扱いは慎重に行うこと
- (2) 指定された喫煙場所以外での喫煙はしないこと
- (3) 廊下、階段、非常口等に障害物を置かないこと
- (4) 消火器の位置と取扱いを熟知すること
- (5) バーベキューは、土曜日、日曜日以外に行わないこと(時間はいずれも午後10時まで)
- (6) 花火はしないこと

(点検)

第6条 寮生の居室については、随時職員が点検を行うものとします。

(原状回復)

第7条 寮生は、退寮時に居室を現状に復さなければなりません。

(修繕費の弁償等寮生)

第8条は、故意又は重大な過失により付属施設及び備品等を毀損し、損害を与えた場合は、当該修理等に係る実費相当額を弁償することとします。また、相部屋等で当該毀損行為者が不明の場合は、同室全員の共同責任とします。鍵の紛失については、複製に係る経費を弁償するものとします。

(免責事項)

第9条 寮生が、次の各号に掲げる事由により損害を被った場合は、当校は責任を負わないものとします。

- (1) 天災地変、法令の制定・改廃、その他やむを得ない事由により生ずる教習日程の変更、又は教習の中止
- (2) 盗難、紛失等（貴重品は各人が自己管理すること。）
- (3) 教習生当事者の不注意により発生した事故、喧嘩等のトラブルから派生した事案
- (4) その他やむを得ない事由により生じた事案

(退寮)

第10条 次の各号のいずれかに該当する人は、退寮しなければなりません。

- (1) 当校が規定する規則及び本規約等に違反した人
- (2) 生活状況、生活態度等を勘案し、寮生としての資格がないと当校が認めた人
- (3) 卒業検定に合格した人

(退寮処分)

第11条 当校の規則及び本規約等を順守しない当該寮生は、退寮処分とします。

2 前項の退寮処分による損害については、一切の補償はしないものとします。

(中途解約)

第12条 寮生が中途解約を申し出た場合は、別途定める精算方法に基づき行います。

(追加料金)

第13条 教習をキャンセルする等、寮生の都合により延泊する場合は、別途定めるキャンセル料及び延泊料金を支払うものとします。

2 シングルやツイン等の個室利用者は、保証期間を過ぎて延泊する場合は相部屋に移動するものとします。但し、個室の空き状況により異なりますが、追加料金により引き続き個室を利用できるものとします。

(その他)

第14条 寮生の一時帰宅は認めないものとします。但し、やむを得ない事由から帰宅する場合は、その旨を前日までに届出るものとします。この場合は、当該者の荷物は持ち帰り、鍵は返却します。

また、部屋及び配車予約は全て無効となり、再入校時に新たな予約が必要となります。

2 入寮期間中に部屋の移動が生じた場合は、寮生は正当な理由がある場合を除き、職員の指導、指示に従わなければなりません。

附 則

この規約は、平成29年11月1日から施行します。